

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年7月29日

横浜市契約事務受任者  
経済局長 工藤 哲史

1 契約の概要

中央卸売市場本場水産物部1F塩干売場に設置されている冷凍機を修繕する。

2 履行（納品）場所

神奈川区山内町1番地

3 契約日

令和6年7月5日

4 履行期間

令和6年7月12日

5 契約金額

1,623,600円

6 契約の相手方（名称及び所在）

カナレイ株式会社 代表取締役 後藤 守利  
神奈川県横浜市中区長者町2-5-18

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年6月27日に中央卸売市場本場水産物部の塩干売場冷凍庫に設置している冷凍機能力の低下が確認されました。

急遽塩干売場と隣接している塩干売場冷蔵庫の冷凍機を常時稼働させることで冷凍庫内を冷やし運用をカバーしました。ただし冷蔵庫の冷凍機に多大な負荷運転を強いること、機器寿命に影響を及ぼす可能性があることと、また夏場を迎えさらに外気温が高くなり能力が不足し運用をカバーするにも限界が生じることが懸念され、ひいては市場サービスに重大な支障を及ぼす恐れがあることから即時に当該冷凍機を修繕する必要があり、当該随意契約を行った。

8 契約の相手方の選定理由

当該事業者は、本場における当該冷凍機を含む空調機の年次点検を毎年実施しており、冷凍機設備の仕様含め、冷媒配管の劣化状況についても十分に熟知していることと、当該冷凍機を製造するメーカーとも機器内部における詳細な情報共有ができ、かつ市場運営を十分に理解している唯一の業者であるため。

9 所管課

経済局中央卸売市場本場運営調整課